

## 小松都市計画区域区分の変更について (石川県決定)

都市計画区域区分を次のように変更する。

### 1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」変更する。

### 2. 人口フレーム

年 次	平成 2 7 年 (基準年)	令和 1 2 年 (目標年)
区 分		
都市計画区域内人口	1 0 2 , 7 9 0 人	9 7 , 3 3 0 人
市街化区域内人口	6 9 , 2 6 0 人	7 0 , 1 4 0 人
配分する人口	—	6 8 , 0 3 0 人
保留する人口	—	1 , 7 5 0 人
(特定保留)	—	1 , 2 3 0 人
(一般保留)	—	5 2 0 人

### 理 由

小松都市計画区域では、平成 2 7 年 6 月に都市計画区域マスタープランを策定し、これらに即して具体の都市計画決定を行ってきた。

本都市計画区域においては、近年の核家族化の進展による世帯数の増加や若い世代の転入増加による宅地需要や市内の工業団地が完売するなど不足する工業用地需要に対応するため、今回、小松都市計画区域マスタープランの変更を行い、目標年次における人口・産業を適正に收容するため、市街化区域及び市街化調整区域の見直しを行うものである。

## (参考)

### 1. 都市計画区域の概要

小松都市計画は、小松市の一部からなる都市計画である。都市計画区域、市街化区域および市街化調整区域の面積規模は下表のとおりである。

都市計画区域等の面積規模（最終変更 H27.6） （単位：ha）

市町村名	行政区域	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域
小松市	37,113	12,759	2,229	10,530

### 2. 変更方針

線引きの見直しは、都市計画基礎調査等の結果に基づき、人口・産業の将来見通しや社会情勢の変化、市街地の発展動向などを勘案し、目標年における人口・産業を適正に収容する市街地の規模・位置を計画するものとする。

なお、市街化区域の編入に際しては、現市街地内の都市的未利用地の整備促進を図るなど、いたずらに市街地を拡大することがないように、区域の編入は最小限に留めることとする。

### 3. 変更の内容

#### (1) 人口

（単位：千人）

前回計画（第5回見直し）				今回計画（第6回見直し）			
	行政区域	都市計画区域	市街化区域		行政区域	都市計画区域	市街化区域
平成 17 年	109.1	104.3	69.6	平成 27 年	106.9	102.8	69.3
平成 32 年	107.5	103.2	(1.3) 68.5	令和 12 年	100.5	97.3	(1.8) 70.1

（注 1）市街化区域の令和 12 年人口には保留人口を含む。 （注 2）（ ）数字は保留された人口

#### (2) 面積及び人口密度

行政区域	都市計画区域	変更前市街化区域	今回変更面積			変更後市街化区域	保留された区域	可住地人口密度
			追加	除外	増減			
(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(人/ha)
37,113	12,759	2,229	34	0	34	2,263	26	49

#### (3) 市街化区域編入予定箇所

市町名	番号	地区名	面積 (ha)	土地利用	編入理由
小松市	1	安宅新町地区	34.3	工業系	生産流通業務需要に対応するため (土地区画整理事業・公共団体)